

都市整備部

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 都市整備部 |
| 3 事前調査期間 | 平成24年4月9日から平成24年4月17日まで |
| 4 監査期間 | 平成24年5月7日から平成24年5月14日まで |
| 5 監査対象年度 | 平成23年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

都市整備部10課の主な業務内容及び職員数(平成24年4月1日現在)は、次のとおりである。

【都市計画課】

土地利用計画、交通計画、公共交通施策、住宅施策、都市計画の決定・変更手続、広域基幹道路の事業の促進・調整、広域基幹道路整備基金、まちづくりの啓発・支援、都心居住の推進、景観計画、緑化施策、都市計画審議会、緑化推進委員会、建築紛争調停委員会、部の予算・事務事業の調整、部の庶務に関する業務等を所掌する。

(職員20名、再任用職員1名)

【建築指導課】

建築基準法に基づく指定確認検査機関との調整・建築協定の認可・確認・検査の報告書の審査、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等に係る届出、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく届出、生産緑地法に基づく届出、都市計画法に基づく届出、四日市市建築審査会、四日市市旅館建築審査会、建築基準法に基づく確認・完了検査、住宅金融支援機構の委託業務、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく審査、建築専門相談、特殊建築物等の定期報告書の審査、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出・定期報告、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく協議等、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定、建築物に関する構造規定の審査・中間検査、工作物の確認・完了検査、構造体力・工作物に係る専門相談、既存建築物の耐震改修・耐震改修計画の認定に関する業務等を所掌する。

(職員23名、嘱託職員1名)

【開発審査課】

都市計画法に基づく開発行為等の許可処分、開発行為等の監視・是正、宅地開発における公共、公益的施設の帰属・維持管理に関する協定書の締結、開発登録簿の調整・保管、三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可、土地譲渡益重課制度等に係る優良

宅地及び優良住宅の認定、四日市市開発審査会に関する業務等を所掌する。

(職員 6 名)

【道路整備課】

道路・橋梁の企画・調査・設計・施行・維持修繕、踏切改良事業の設計・施行、道路の舗装工事・交通安全施設工事・道路照明灯、道路パトロール・簡易な舗装、道路補修業務の指示・確認、主管工事の監督・竣工検査に関する業務等を所掌する。

(職員 27 名、嘱託職員 4 名)

【市街地整備・公園課】

未永・本郷土地区画整理事業、土地区画整理事業の企画・調査・啓発・計画決定・許可申請、工事の設計・施工、主管工事の監督・竣工検査、土地区画整理事業の許認可・指導・監督・助成・建築行為等の制限、東橋北住環境整備基金、その他土地区画整理事業、近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業、都市再開発事業、地区計画の計画・啓発・区域内の道路整備、道路後退用地整備、沿道環境整備事業の防音工事助成、公園緑地の整備・維持、公園の台帳の整備・占用許可・使用許可及び使用料の徴収、その他公園管理、街路樹、公園愛護活動、公園緑地事業の計画決定手続・認可申請、準公園の設計指導に関する業務等を所掌する。

(職員 15 名、再任用職員 1 名)

【河川排水課】

河川の認定・変更・廃止・台帳の管理、河川・水路の占用許可、占用料の徴収・加工の承認、その他河川・水路の管理、調整池の維持管理、樋門等の管理、急傾斜地崩壊危険区域内・砂防指定地内における行為に係る申請書の受理及び知事への送付、急傾斜地・農業用ため池の整備に係る受益者負担金の賦課・徴収、河川・水路・農業用ため池の計画・設計・施工・維持・修繕、受託土木工事の設計・施工、主管工事の監督・竣工検査に関する業務等を所掌する。

(職員 13 名)

【道路管理課】

道路の認定・廃止・変更・台帳の管理、道路の占用許可・占用料の徴収・加工の承認その他道路の管理、近鉄線高架下等の利用・ふれあいモール、屋外広告物の簡易除却、交通安全対策の企画・調整、交通安全教育・啓発、自動車・自転車等の放置防止・措置、交通事故相談、市営中央駐車場・本町駐車場・近鉄四日市駅南自転車駐車場に関する業務等を所掌する。

(職員 9 名、再任用職員 4 名、嘱託職員 3 名)

【用地課】

部所管工事に係る用地の取得・補償、部所管の未利用地の処分、道路・河川等の未登記用地の解消、国土利用計画法に基づく進達等、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出、地価公示、道路・河川等の境界に関する業務等を所掌する。

(職員 22 名、再任用職員 1 名)

【営繕工務課】

市有建築物の設計・工事施工・修繕・維持保全資料の管理・営繕計画、主管工事の監督・竣工検査、市有建築物の各種建築設備の設計・工事施工・修繕、その他建築工事・設備工事に関する業務等を所掌する。

(職員 16 名)

【市営住宅課】

市営住宅の建設・維持管理、市営住宅整備基金、市営住宅の入居管理、住宅使用料の決定・

徴収、市営住宅入居者選考委員会、住宅新築資金等貸付金の償還に関する業務等を所掌する。

(職員 11 名、嘱託職員 2 名)

第 3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、時間外勤務の状況、効率性改善への具体的な取組み状況、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、人材育成の取組み状況、原課契約工事の執行状況及び業務棚卸表について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正、注意又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、是正、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、是正、改善等の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

<各課共通事項>

(1) 支出事務について

ア 前金払で支出したものについては、四日市市会計規則第 75 条の規定に基づき、履行確認を行うこと。 【是正事項】

上記対象課～【開発審査課】【道路管理課】

イ 支出関係書類において、見積書や請求書に日付や代表者印が漏れていた事例が見受けられた。四日市市会計規則第 35 条等に基づき、不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認すること。 【注意事項】

上記対象課～【道路整備課】【市街地整備・公園課】【用地課】

(2) 備品管理について

備品ラベルの貼付されていない事例が見受けられた。四日市市会計規則第 149 条に基づき、備品には所定の表示を行うこと。 【是正事項】

上記対象課～【道路整備課】【市街地整備・公園課】【用地課】

(3) 契約事務について

委託契約を締結するにあたり、契約書や請書に基づいた仕様書が作成されていなかった。適切な契約事務を行うこと。 【是正事項】

上記対象課～【河川排水課】【市営住宅課】

(4) 文書管理について

ア 起案文書に決裁日が漏れていた事例が見受けられた。四日市市文書管理規程第 27 条に基づき、決裁日を記入して文書を完結すること。 【是正事項】

上記対象課～【都市計画課】【道路管理課】【市営住宅課】

イ 執務日誌、自動車運行日誌等において、修正テープや修正液により字句訂正した事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。 【注意事項】

上記対象課～【建築指導課】【道路整備課】【市街地整備・公園課】

(5) 臨時職員の任用手続きについて

臨時職員の任用に関する決裁において、申請書の日付等が漏れていた事例が見受けられた。

任用手続きにおいて不備のない適切な事務処理を行うこと。【是正事項】

上記対象課～【市街地整備・公園課】【河川排水課】【道路管理課】【用地課】

【営繕工務課】

<各課個別事項>

【都市計画課】

(1) 現金等の管理について

郵便切手受払簿に出納員の確認印が漏れていた事例が見受けられた。金券の管理の基本方針に基づき、適切な事務処理を行うこと。【是正事項】

(2) 支出事務について

花と緑いっぱい事業補助金において、砂消しにより請求書の日付が訂正されていた事例が見受けられた。四日市市会計規則第6条に基づき、不備のない請求書の提出を求め、受領時には十分確認すること。【注意事項】

(3) 原課契約工事について

原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、監督時及び検査時のチェックが漏れていた事例が見受けられた。原課契約工事発注・監督・検査マニュアルに基づき、適切に工事監督及び検査を実施すること。【是正事項】

(4) 文書管理について

自動車運行日誌において、複数日分の運行記録がまとめて記録されていた事例、運行前点検の記載や訂正印が漏れていた事例が見受けられた。四日市市庁用自動車等の管理及び使用する規程第16条に基づき、適切な事務処理を行うこと。【是正事項】

【建築指導課】

(1) 文書管理について

自動車運行日誌において、運行前点検の記載が漏れていた事例が見受けられた。四日市市庁用自動車等の管理及び使用する規程第16条に基づき、適切な事務処理を行うこと。【注意事項】

【開発審査課】

(1) 支出事務について

ア 報酬の支出について、領収書に委員の住所が記入されていなかった。受領時には十分確認すること。【注意事項】

イ 市営駐車場回数駐車券購入のための決裁文書で、財政経営課の合議が漏れていた事例が見受けられた。金券の管理の基本方針に基づき、適切な事務処理を行うこと。【是正事項】

ウ 旅費の支出について、委員に対する費用弁償で特急料金が必要な理由が記載されていない事例が見受けられた。適切な事務処理を行うこと。【是正事項】

【道路整備課】

(1) 支出事務について

原材料費の支出について、資材置場での受入記録と納品書の日付が不一致のものが見受けられた。内容が事実と一致しているかを確認すること。【注意事項】

(2) 備品管理について

既に備品台帳から抹消された備品が、廃棄されず残っていた事例が見受けられた。速やかに廃棄すること。 【是正事項】

【市街地整備・公園課】

(1) 支出事務について

委託料の支出について、仕様書に定めた支払時期から遅れて請求書を受理し支出していた事例が見受けられた。適切な時期に請求書の提出を求めること。 【是正事項】

(2) 備品管理について

既に廃棄した備品が備品台帳に登載されたままになっていた事例が見受けられた。所要の手続きを行い備品台帳から抹消すること。 【是正事項】

【河川排水課】

(1) 支出事務について

ア 旅費の支出について、出張日から4か月以上経過している事例が見受けられた。適切な時期に支払うこと。 【是正事項】

イ 食糧費の支出について、出席者名簿が添付されていない事例が見受けられた。財政経営課からの通知に基づき、適切な事務処理を行うこと。 【是正事項】

(2) 備品管理について

備品の購入金額が台帳には記載されていない事例が見受けられた。適切な事務処理を行うこと。 【是正事項】

【道路管理課】

(1) 支出事務について

負担金や需用費の支出について、請求書や領収書の宛名が記入されていない事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認すること。 【注意事項】

【用地課】

(1) 備品管理について

既に不用品処分手続きを行い廃棄した備品が備品台帳に登載されたままになっていた事例が見受けられた。四日市市会計規則第137条に基づき、適切な事務処理を行うこと。 【是正事項】

【営繕工務課】

(1) 文書管理について

公印台帳の副本において、公印廃止の日付が漏れていた事例が見受けられた。四日市市公印規則第8条に基づき、適切な事務処理を行うこと。 【注意事項】

【市営住宅課】

特になし

2 意見

<各課共通事項>

(1) 財産管理について

土地・建物・工作物に関して、各担当による台帳との数量突合とともに、安全管理、品質、使用状況、事故防止などの問題がないか、所属長による現場での抜き取り実査を徹底すること。また、備品・消耗品などについても、同様に所属長の抜き取り実査による紛失の有無や品質保持の確認などの牽制を行うこと。併せて、実査を行った記録（日時、対象、数量、特記事項、所属長の確認印など）を文書にして残すこと。 【改善事項】

上記対象課～【道路整備課】【市街地整備・公園課】【市営住宅課】

(2) 委託契約について

業務委託契約のなかで、特に1者単独随意契約にあっては、同一業者・団体と長期継続して契約しているものも多く、契約内容・方法・金額等について検討が十分でないもの、契約の相手方の見積書をそのまま契約金額としているものなど、委託金額を精査する必要がある。そのため、契約条項を精査できる法的専門能力、委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格交渉を徹底するための原価計算能力など、を備えた人材を早期に養成し、精査できるようにすること。 【改善事項】

また、委託後の業者牽制のためにも委託内容に関するチェック項目を定めたマニュアルの作成に取り組むこと。 【要望事項】

上記対象課～【都市計画課】【道路整備課】【市街地整備・公園課】

【道路管理課】【用地課】【営繕工務課】【市営住宅課】

(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化している職場が多く、年間360時間を超える職員も多く見受けられる。また、年間1,000時間を超える職員もあり、特定の職員に業務の集中が見られるため各所属長は係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図ること。さらに、職員の健康管理の面から労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取組みに努めること。 【改善事項】

上記対象課～【都市計画課】【建築指導課】【開発審査課】【道路整備課】

【市街地整備・公園課】【河川排水課】【用地課】【営繕工務課】

【市営住宅課】

イ 特に、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。 【改善事項】

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働時間を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課～【都市計画課】【道路整備課】【市街地整備・公園課】

【河川排水課】【営繕工務課】

(4) 主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられる

ので、目標値の達成を図るため、所属としての具体的な取り組み内容と関連づけた根拠に基づき設定するよう改めること。 【改善事項】

上記対象課～【建築指導課】【開発審査課】【道路整備課】

【市街地整備・公園課】【河川排水課】【道路管理課】【用地課】

【営繕工務課】

(5) 内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化するなど内部牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

【改善事項】

上記対象課～【道路整備課】【市街地整備・公園課】【用地課】

<各課個別事項>

【都市計画課】

(1) 現金等の管理について

各団体の預金通帳や印鑑を同じキャビネットに保管していた。また、小口現金の保管や収納事務も行っていることから、所属長による随時実査を行うなど内部牽制体制を再点検し、より厳重な管理を行い事故防止の徹底を図ること。 【改善事項】

(2) まちづくり活動支援事業について

人口構成・高齢化率等により各地区間でかなりの差があるが、住民主導でいかに軌道にのせていくかという観点から、まちづくりのために取り組む住民組織の活動を把握し、技術面での支援を十分に行うこと。 【要望事項】

また、地区都市計画マスタープラン素案の策定業務委託については、各地区の特性に応じたいろいろなケースに対応できる自由度をもてるよう、委託先があまり固定化されることなく選択肢を広げるよう努めること。 【要望事項】

(3) レンタサイクルについて

まちなかで誰もが安全・快適に移動できる環境を創出するため、レンタサイクルの利便性を高め、その有効利用の促進を図ること。 【要望事項】

また、不正や事故防止の観点から、貸し出し管理や利用料の収納体制について見直すこと。

【改善事項】

(4) 市民緑地制度について

身近な民有緑地を住民自らが整備し、自然と触れ合える憩いの場として活用する市民緑地制度は、土地所有者との長期間の契約に基づくものであり、当初の施設整備に加えて、地域団体などに委託している維持管理の現地での確認を含め、継続的で適正な事業運営に十分配慮すること。 【要望事項】

(5) 都心居住の取組みの支援について

中心市街地での居住を促進することにより良好な街づくりを誘導することを目的とした助成制度で利用実績のないものが見受けられた。制度が効果的に利用されるよう努めるとともに、より使い勝手の良い制度内容に向けての検討を行うこと。 【要望事項】

(6) 花と緑いっぱい事業補助金について

公園、道路、子ども広場等の公共的施設の花壇設置、緑化促進に対する花と緑いっぱい事業について、事業内容に対し周辺住民から良い評価を受けているような成功事例などの情報発信に努めること。 【要望事項】

(7) 四日市港の魅力向上について

四日市広域緑の基本計画では四日市港の緑地などについても触れられており、今後臨港地区に点在する緑地を活用した親水空間の整備について、港湾法や四日市港港湾計画との関係を研究すること。 【要望事項】

【建築指導課】

(1) ノウハウの共有と継承について

建築指導課の業務は法律に係わる許認可業務が中心であり、非常に専門性が高い。専門知識だけでなく、現場の経験で培ったノウハウなどをデータベース化し、効率的な情報の共有と次世代への継承が行われるよう努めること。 【要望事項】

(2) 老朽危険家屋について

空き家を含む老朽危険家屋については、対応すべき件数の増加が見込まれるため、今後の対応について早期に検討を行い、ガイドライン等を作成する際には、実態をよく把握したうえで取り組むこと。 【要望事項】

(3) 耐震化促進事業について

耐震診断の結果、耐震化が必要とされた家屋について改善の進捗管理を行うとともに、既存建築物の耐震化を促進するため、効果的な広報活動に努めること。 【要望事項】

(4) 建築に関する情報提供について

耐震相談会や定期報告制度説明会など、建築に関する情報提供を実施しているが、どれだけの効果が得られたのか検証を行い、実施方法などがより効果的なものとなるよう努めること。 【要望事項】

【開発審査課】

(1) 開発事業者への情報提供について

開発行為の許可申請にあたり、開発事業者との事前相談に応じているが、本市のホームページにおいて開発行為の手続きの流れ、提出書類の一覧等だけでなく、事業者に対して、よりきめ細かい情報提供に努めること。 【要望事項】

(2) 開発行為の定期パトロールについて

開発行為の許可看板設置など定期的なパトロール業務について、現状の頻度でよいのか検討のうえ、監視機能を高めること。

また、現場確認のチェックポイント、指導後のフォローなど十分な体制や活動をしているか業務を点検すること。 【改善事項】

(3) 開発行為の審査について

開発行為の審査にあたっては、関係部局で指導する事項に差異が生じないよう情報を共有して、審査期間の短縮に努めること。 【要望事項】

【道路整備課】

(1) 橋梁の整備について

橋梁の落橋防止・耐震化については、業務棚卸表での目標が達成されていないので、市民生活を守るため、また、長期的な視点では経費削減にもつながるため、早期に計画を立てて取り組むこと。 【改善事項】

(2) 自転車レーンの整備について

自転車や公共交通機関と連携した誰もが移動しやすい道路整備を目指すためには、自転車レーンの整備が必要である。他都市での取組み状況も参考にし、整備について計画的に進捗を図ること。 【改善事項】

(3) 生活に身近な道路整備事業について

各地区での土木要望自主選定組織に対して、課題の抽出や進捗管理など行い、市民ニーズの把握やコスト感覚を持った提案や折衝を行うよう努めること。また、地区と地区との境界で抜け落ちがないように調整を図ること。 【要望事項】

(4) 道路整備事業について

道路整備については、市民から要望、期待が寄せられており、緊急性、重要性などから優先順位を決め、実施することも必要であるが、地域的な偏りがないよう公平な調整を行うこと。また、決裁のあり方について、より内部牽制を働かせることができるよう、決裁ルート等の見直しを行うこと。 【要望事項】

(5) 予算管理について

多額の予算を管理しているので、具体的な視点で事業目標の見直しや積算の精度の向上に努め、予算編成に反映させるとともに、事業実施にあたっては費用対効果や公平性を意識して進めること。また、決算との差異分析を行い、遅延や経費増などの悪化面と効率改善やコスト削減など良化面を分別評価して、担当職員のモラル向上や市民説明につなげることも重要である。 【要望事項】

【市街地整備・公園課】

(1) 市民協働による公園・緑地の管理、運営について

ア ボランティアに本市が備品等を支援する従来型に加えて、NPOや市民団体への外部委託も新しい公共の概念には含まれる。備品や業務品質の管理に加え、市民による活動が広がるよう各団体、個人のスキルアップ、レベルアップのための方策を検討すること。 【要望事項】

イ 公園愛護会は、制度発足以来年数も経過し、会員の高齢化による活動への影響が懸念される。市民に親しまれる公園ボランティア支援事業との役割分担を明確にしたうえで、公園愛護会が有効に機能するよう支援・指導を行うこと。 【要望事項】

(2) 公園利用の実態把握と利用向上への取組みについて

大規模な公園に限らず400箇所以上ある街区公園についても市民の財産であるが、十分活用されているとは言いがたい現状である。日頃からどう利用されているか、何が不足かなど街区公園について現状の把握に努め、開かれた公園としてより使いやすくしていく取組みを行うこと。 【要望事項】

(3) コスト削減への取組みについて

コスト削減について、工事で使用する材料にリサイクル材を用いることなどを行っている

が、明確な基準を課内で係毎に設定し、その基準によりコスト削減努力の効果を評価できるような取組みを行うこと。 【要望事項】

【河川排水課】

(1) 河川等のリスクマネジメントについて

近年、集中豪雨による自然災害が多発しているが、河川、急傾斜地の管理については、危機管理による初期対応だけでなく、リスクマネジメントによる発生頻度と影響度を調査のうえ、巡回パトロールする頻度を高めること。 【改善事項】

(2) 委託契約の積算、履行確認について

操作業務、点検清掃業務などの委託契約にあたっては、積算金額の精査を行い、また、履行を確認するチェックポイントを決めて実査を行うこと。 【改善事項】

(3) 工事の設計変更について

工事設計の増額変更について、当初設計において事前に現場状況、設計・積算、施工上の問題点を詳細に検討し、設計変更が極力生じないよう努めること。 【要望事項】

【道路管理課】

(1) 現金等の管理について

年度当初の契約のために収入印紙を保有しているが、契約が終了しているべき時点で多くの収入印紙を保有している。適正な時期に契約を遂行するとともに、収入印紙の保有は必要最小限の所持に心がけ、安全な管理体制に努めること。 【改善事項】

(2) 公有財産の管理について

ア 道路をはじめ公有財産が非常に多い。悪くなってから直すのでは遅いので、災害時の視点からも検討を行い、道路用地としての借用物件等も含め、常日頃から状況をよく把握して管理を行うこと。 【要望事項】

イ 道路台帳整備事業においては、他部局とも連携をとり、できるだけデータを集約して情報が一本化された道路台帳を作成するよう努めること。 【要望事項】

(3) 借用土地の取扱いについて

道路用地として個人からの土地の借用が多くある。本市にとって長期的な土地使用料の支払いは損失ともなり、責任ある道路管理上からも優先順位をつけて計画的に買取りを行うことを検討すること。 【要望事項】

(4) ふれあいモール維持管理について

ふれあいモール維持管理委託については、コスト削減や経済性の観点から、委託料の積算内容について十分に精査するとともに、業務遂行時の委託先への牽制が働くよう改めること。 【改善事項】

(5) 放置自転車について

放置自転車の防止を図るため、自転車利用者への啓発活動を行い、放置自転車の巡視、整理、撤去、保管業務等を行っているが、自転車を放置させない抜本的な防止策を研究し、効果的な取組みを検討すること。 【要望事項】

(6) 補助金について

個人が土地を出し合って整備する舗装や側溝工事に対する私道整備費補助金について、補助

申請は数件しか出ていない状況にあり、制度が有効に活用されるよう、よく周知を行うこと。

【要望事項】

【用地課】

(1) 現金等の管理について

収入印紙については在庫が多いので、日常の確認を十分に行い、引き続き適正な管理を行うこと。

【要望事項】

(2) 未登記道路・水路の解消について

未登記道路・水路が多く残されており、その解消に向けて、従来の取組みや組織を継続するだけでなく、新しいプロジェクトを立ち上げるなど早期改善を図ること。

【要望事項】

(3) 職員の研修体制について

業務における専門的知識の向上や委託先などの財務内容を確認できる職員を育成するための研修体制を構築すること。特に簿記の取得に努めること。

【要望事項】

【営繕工務課】

(1) 原課契約工事について

原課契約工事の発注にあたって、見積と設計及び契約の各金額が同額である工事が見受けられた。それぞれの金額が妥当であるかを精査する能力を早期に養成すること。

【改善事項】

【市営住宅課】

(1) 現金等の管理について

窓口での現金の取扱いや、職員が滞納整理のため訪宅し集金を行うこともあるため、現金管理について、複数の職員によるチェックや上位職による抜き取りによる実査を行うなど内部牽制体制を再点検し、より厳重な管理と事故防止の徹底を図ること。

【改善事項】

(2) スtockマネジメントについて

公有財産として保有する建物などは、日常の丁寧な点検、補修により管理状態を良好に保持することで、想定された耐用年数よりも長寿命化を図ることができると考えられる。市営住宅は住居であることを意識し、安心して住むことができるよう徹底したストックマネジメントの取組みに努めること。

【要望事項】

(3) 市営住宅の5Sについて

市営住宅の資産管理として、整理、整頓、清掃、清潔、躰(しつけ)の5Sに取り組み、職員の巡回や上司の牽制などの習慣づけ、住民の協力も得ることにより、修繕発生数の減少や、損傷個所の早期発見等によるコスト抑制に努めること。

【要望事項】

(4) 市営住宅の供給数の増加について

市営住宅入居者の定期募集は倍率が高い一方、高層階や未修繕による空き家もあることから、有効に供給できるよう入居条件の見直しや修繕により稼働率を上げるなど、積極的な取組みや進捗管理に努め、財産の活用を図ること。

【要望事項】

(5) 委託契約について

除草処理業務などの業務委託を、同時期、同一業者に分けて発注している事例が見受けられたので、計画的にまとめて発注するなど、事務の効率化を図ること。

【改善事項】

(6) 滞納整理について

住宅使用料について、滞納期間が長くなるほど未収金回収の困難度が増すため現年度の回収率を100%に近づけるよう、早期回収の努力を行うこと。また、過年度の滞納分で悪質なものについては、連帯保証人も含めて法的措置を行うなど取組みに努めること。

また、住宅新築資金等貸付金の滞納整理についても、法的措置を行うなど適切な対応に努めること。

【要望事項】